

協議第 49 号 関係資料(24-12-)

○簡易水道料金の現況

区分	伊那市	高遠町	長谷村																																																																																																															
対象者	伊那市水道事業給水条例の適用 ・伊那市簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項については、伊那市水道事業給水条例の例による。	1. 水道料金の支払義務 ・水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。	1. 水道料金の支払義務 ・水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。																																																																																																															
水道料金	【伊那市水道事業給水条例】 1. 水道料金の支払い義務 ・水道料金(以下「料金」という。)は、給水装置の利用者若しくは所有者又は管理人から徴収する。 ・共用給水装置の料金は、当該給水装置の利用者若しくは所有者又は管理人が連帯して、その納付義務を負うものとする。 2. 料金の算定 ・料金は、別表第1に定めるところにより算出した基本料金と従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたとは、端数金額を切り捨てるものとする。 ・基本料金は、口径別に算定する。 ・従量料金は、定例日にメーター点検を行い、その計量した使用水量により算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長はこれを変更することができる。 別表第1 (1ヶ月につき) <table><tr><th colspan="2">基本料金</th><th colspan="3">従量料金</th></tr><tr><th>口径</th><th>金額</th><th>用途別</th><th>使用水量区分</th><th>金額 (1m³につき)</th></tr><tr><td>13mm</td><td>650円</td><td rowspan="6">一般用</td><td>10m³以下の部分</td><td>116円</td></tr><tr><td>20mm</td><td>2,020円</td><td>10m³を超え20m³以下の部分</td><td>147円</td></tr><tr><td>25mm</td><td>3,630円</td><td>20m³を超え30m³以下の部分</td><td>174円</td></tr><tr><td>30mm</td><td>5,850円</td><td>30m³を超え50m³以下の部分</td><td>197円</td></tr><tr><td>40mm</td><td>12,400円</td><td>50m³を超える部分</td><td>214円</td></tr><tr><td>50mm</td><td>22,500円</td><td rowspan="4">公衆浴場用 私設消火栓 (消火演習)</td><td></td><td>60円</td></tr><tr><td>75mm</td><td>39,100円</td><td></td><td>116円</td></tr><tr><td>100mm</td><td>83,500円</td><td></td><td></td></tr></table> (税抜き) 備考 隔月検針に係る1月の使用水量は、検針した使用水量の2分の1とする。	基本料金		従量料金			口径	金額	用途別	使用水量区分	金額 (1m ³ につき)	13mm	650円	一般用	10m ³ 以下の部分	116円	20mm	2,020円	10m ³ を超え20m ³ 以下の部分	147円	25mm	3,630円	20m ³ を超え30m ³ 以下の部分	174円	30mm	5,850円	30m ³ を超え50m ³ 以下の部分	197円	40mm	12,400円	50m ³ を超える部分	214円	50mm	22,500円	公衆浴場用 私設消火栓 (消火演習)		60円	75mm	39,100円		116円	100mm	83,500円			2. 料金の算定 ・料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ、町長が定めた日(以下「定例日」という。)に、メーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって定例日の属する月分として算定する。 ・前項の規定に関わらず町長が必要と認めたときは、隔月の定例日にメーター点検を行い、定例日の属する月分及びその前月分の料金算定をすることができる。この場合の使用水量は、各月均等とみなす。 ・町長は、やむを得ない理由があるとき、前項の定例日を変更することができる。 別表第2 高遠町営簡易水道事業水道料金表 料金は、1ヶ月につき、次の表により算出した基本料金と超過水量料金の合計額に100分の105を乗じて得た金額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 <table><tr><th rowspan="2">水道名</th><th colspan="2">基本料金(1ヶ月につき)</th><th colspan="2" rowspan="2">超過水道料金(1ヶ月につき)</th></tr><tr><th>基本水量</th><th>料金</th></tr><tr><td>第一簡水</td><td rowspan="8">10m³</td><td rowspan="8">1,754円</td><td rowspan="2">11m³～20m³まで</td><td rowspan="2">1m³当たり140円</td></tr><tr><td>第二簡水</td></tr><tr><td>下芝平簡水(飲料水給水施設)</td><td rowspan="2">21m³～30m³まで</td><td rowspan="2">1m³当たり145円</td></tr><tr><td>黒沢簡水</td></tr><tr><td>荊口簡水(飲料水給水施設)</td><td rowspan="2">31m³～50m³まで</td><td rowspan="2">1m³当たり158円</td></tr><tr><td>新田簡水(簡易給水施設)</td></tr><tr><td>片倉簡水</td><td rowspan="2">51m³以上</td><td rowspan="2">1m³当たり169円</td></tr><tr><td>峠簡水(簡易給水施設)</td></tr><tr><td>御堂垣外簡水(御堂垣外、松倉の区域)</td><td>10m³</td><td>1,754円</td><td colspan="2" rowspan="4">基本水量を超える1m³当たり266円</td></tr><tr><td>御堂垣外簡水(藤沢字中山の区域)</td><td>10m³</td><td>2,657円</td></tr><tr><td>辰尾簡水</td><td>10m³</td><td>2,657円</td></tr><tr><td>晴ヶ峰簡水</td><td>10m³</td><td></td></tr></table>	水道名	基本料金(1ヶ月につき)		超過水道料金(1ヶ月につき)		基本水量	料金	第一簡水	10m ³	1,754円	11m ³ ～20m ³ まで	1m ³ 当たり140円	第二簡水	下芝平簡水(飲料水給水施設)	21m ³ ～30m ³ まで	1m ³ 当たり145円	黒沢簡水	荊口簡水(飲料水給水施設)	31m ³ ～50m ³ まで	1m ³ 当たり158円	新田簡水(簡易給水施設)	片倉簡水	51m ³ 以上	1m ³ 当たり169円	峠簡水(簡易給水施設)	御堂垣外簡水(御堂垣外、松倉の区域)	10m ³	1,754円	基本水量を超える1m ³ 当たり266円		御堂垣外簡水(藤沢字中山の区域)	10m ³	2,657円	辰尾簡水	10m ³	2,657円	晴ヶ峰簡水	10m ³		2. 料金の算定 ・料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、村長が定めた日をいう。)に、メーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって定例日の属する月分として算定する。ただし、村長が必要と認めたときは、定例日以外の日に点検を行うことができる。 別表第2 <table><tr><th colspan="2">基本料金</th><th colspan="2">超過料金</th></tr><tr><th>基本水量</th><th>料金</th><th>超過水量</th><th>料金(1m³当たり)</th></tr><tr><td>10m³</td><td>1,700円</td><td>1～10m³</td><td>110円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>11～20m³</td><td>120円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>21～30m³</td><td>130円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>31～50m³</td><td>140円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>51m³以上</td><td>150円</td></tr></table> 料金は消費税を含む額とする。	基本料金		超過料金		基本水量	料金	超過水量	料金(1m ³ 当たり)	10m ³	1,700円	1～10m ³	110円			11～20m ³	120円			21～30m ³	130円			31～50m ³	140円			51m ³ 以上	150円
基本料金		従量料金																																																																																																																
口径	金額	用途別	使用水量区分	金額 (1m ³ につき)																																																																																																														
13mm	650円	一般用	10m ³ 以下の部分	116円																																																																																																														
20mm	2,020円		10m ³ を超え20m ³ 以下の部分	147円																																																																																																														
25mm	3,630円		20m ³ を超え30m ³ 以下の部分	174円																																																																																																														
30mm	5,850円		30m ³ を超え50m ³ 以下の部分	197円																																																																																																														
40mm	12,400円		50m ³ を超える部分	214円																																																																																																														
50mm	22,500円		公衆浴場用 私設消火栓 (消火演習)		60円																																																																																																													
75mm	39,100円			116円																																																																																																														
100mm	83,500円																																																																																																																	
水道名	基本料金(1ヶ月につき)			超過水道料金(1ヶ月につき)																																																																																																														
	基本水量	料金																																																																																																																
第一簡水	10m ³	1,754円	11m ³ ～20m ³ まで	1m ³ 当たり140円																																																																																																														
第二簡水																																																																																																																		
下芝平簡水(飲料水給水施設)			21m ³ ～30m ³ まで	1m ³ 当たり145円																																																																																																														
黒沢簡水																																																																																																																		
荊口簡水(飲料水給水施設)			31m ³ ～50m ³ まで	1m ³ 当たり158円																																																																																																														
新田簡水(簡易給水施設)																																																																																																																		
片倉簡水			51m ³ 以上	1m ³ 当たり169円																																																																																																														
峠簡水(簡易給水施設)																																																																																																																		
御堂垣外簡水(御堂垣外、松倉の区域)	10m ³	1,754円	基本水量を超える1m ³ 当たり266円																																																																																																															
御堂垣外簡水(藤沢字中山の区域)	10m ³	2,657円																																																																																																																
辰尾簡水	10m ³	2,657円																																																																																																																
晴ヶ峰簡水	10m ³																																																																																																																	
基本料金		超過料金																																																																																																																
基本水量	料金	超過水量	料金(1m ³ 当たり)																																																																																																															
10m ³	1,700円	1～10m ³	110円																																																																																																															
		11～20m ³	120円																																																																																																															
		21～30m ³	130円																																																																																																															
		31～50m ³	140円																																																																																																															
		51m ³ 以上	150円																																																																																																															
平成15年度決算額	対象者787人 10,100千円	対象者2,293人 44,137千円	対象者2,217人 41,586千円																																																																																																															